

クラウドサービス用パソコン賃貸借仕様書

1 件名

クラウドサービス用パソコン賃貸借

2 概要

本県（福岡県教育庁教育総務部財務課教育給与支給班をいう。以下同じ。）が示す仕様を満たした「4 機器等」で示す機器等を賃借する。

これには、機器等の納品作業・保守及び初期設定作業のほか、本契約終了時の賃借機器の回収、そのデータ消去等についても本契約の作業に含むものとする。

また、初期設定作業は、納品時に県の指示に従うこと。

なお、機器等は3に示す期間前までに納入すること。

3 賃貸借期間

令和6年11月1日から令和7年9月30日まで

なお、令和7年10月1日から令和7年10月31日までは、パソコン回収及びデータ消去の作業期間とする。

また、支払いは、令和6年11月1日から令和7年9月30日での期間とする。

4 機器等

・ノート型パソコン 6台

※ 一次納入場所 本県執務室（福岡県庁3階 総務事務厚生課内）

※ 二次納入場所 福岡教育事務所、北九州教育事務所、北筑後教育事務所、
南筑後教育事務所、京築教育事務所（各1台）

5 作業計画

受注者は、作業体制を確立し、次の事項については、本県の承認を得るものとする。

なお、詳細については本県と協議し、本県の指示に従い作業すること。

- ・ 設定済み機器の設置場所別の搬入作業日程
- ・ 設置場所別搬入品の個数一覧

6 機器等の仕様

- ・ 故障の際は、当日又は翌日に派遣修理が可能であること。
- ・ ノート型パソコンは全て同一機種のものであること。
- ・ グリーン購入法適合対象機器は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号））に適合している製品であること。
- ・ PCグリーンラベルまたは、J-Mossグリーンマーク基準に適合している製品であること。

- ・ 機器及び指定するソフトウェア等が全て問題なく動作すること。

機器仕様

(1) ノート型パソコン

筐体サイズ及び規格	ノートブック型 PC/AT 互換機
OS	Windows 10 Pro(64bit)以上
CPU	・ 第7世代以降のCPUであること。 ・ インテル Core i5 (2.60GHz) 以上
メモリ	16GB以上 (サードパーティ製品での対応可)
HDD	256GB以上
ファームウェア	BIOS又はUEFI UEFIである場合は、BIOS互換モード機能があること。 BIOS設定で無線デバイスを無効にする。
LAN	有線：1000BASE-T/1000BASE-TX/1000BASE-T対応 無線：IEEE802.11ac 無線LAN機能があること
ディスプレイ	15.6型以上
キーボード	JIS標準準拠
オーディオ機能	ステレオスピーカーを内蔵していること。
ポインティングデバイス	タッチパッドとクリックボタンを有すること。
USBポート	3ポート以上を有し、内1ポートはUSB 3.1以上に対応していること。
セキュリティ機能	セキュリティケーブルロック機構、ハードディスクパスワード機能を有すること。 TCG Ver. 2.0 準拠のセキュリティチップ (TPM) を搭載していること。
環境配慮	省電力の取組みを行っていること。
バッテリー	(JEITA 2.0) 2.5時間以上
付属品	ACアダプター、バッテリー
特記事項	・ 賃貸借期間中のパーツ供給が可能であることを証明できること。 ・ パーツ (部品) を寄せ集めて組み立てた、組み立てPC (Build to Order PC) 及びホワイトボックスパソコン (いわゆるショップブランド製品) でないこと。 ・ ハードウェア障害を切り分けするための自己診断機能またはCD媒体を有すること。 ・ 導入時最新のSymantec Endpoint Protectionが導入されていること。 ・ LanScope Cat MRが導入されていること。

(2) 保守

- ・ 連絡体制

故障及び不具合の連絡については、県が受注者に対して連絡をする。

- ・ 修理対応

受注者は、県と日程を調整した上で、県が指定する場所で機器の交換等の修理を行うこと。やむを得ず持ち帰り修理を行う場合は、セキュリティ対策を十分行った上で行うこととし、事前に本県の許可を得ること。

また、パソコンのHDDを交換修理した場合は、運用業者へ連絡し指示を受けリカバリのサポートを行うこと。

なお、火災・爆発・落雷・水漏れ・衝突による破損・落下・盗難・その他偶発的な事故に起因する借入機器の損害に対し修理費についても、契約金額内で対応することとし、契約金額以外に修理費用を請求することがないように注意すること。

- ・ 障害対応期間中の予備端末の準備・貸出対応

復旧に時間を要する場合は、その間、利用者に対して本県の予備端末の貸出を行う。その場合の予備端末の受け渡し、返却及び初期化作業は受注者が行うものとする。

- ・ 報告

障害の対応結果については、毎月取りまとめて翌月10日までに書面で報告を行うこと。

7 設定・構築業務

初期設定作業及びネットワーク環境の構築については、別途県の指示に従うこと。

8 納品

(1) 本県執務室（福岡県庁3階総務事務厚生課内）へ一次納品すること。

その際、動作確認の報告として、「メーカー、製品型式、シリアル番号、不良確認、付属品の有無等」を記載した一覧表（様式任意）を作成し本県に提出すること。なお、パソコン、ACアダプターには、本県が指定するラベルを貼付することがあるので、留意すること。

※ 動作確認は、納品するパソコンの動作確認（ハードウェアの障害の有無、インストールOSの正常稼働及び正常なシャットダウンの確認）を行うこととする。

※ 不良機器がある場合は、交換すること。

一次納品については、本県が契約後に示すスケジュールに合わせて納品すること。

なお、詳細については別途調整することとする。

※ 一次納品の際は、①～③を納品すること。

①パソコン（付属品を含め、箱詰めすること。）

②一覧表（電子データ含む。）

③説明書、保証書等を入れた封筒

(2) 設定作業後、二次納品として受注者にて、一次納品場所から二次納品場所へ速やかに

納品すること。

- (3) 納品は納品場所担当者が指定する場所に納品設置し、開梱して箱は回収すること。
- (4) 説明書、保証書等は、1台分ずつ角2号の封筒に入れ、納品場所にそれぞれに納品すること。
- (5) 機器又はインストールソフトウェアに起因する障害が発生した場合は、速やかに原因を究明し、機器の取替え等の対応を行うこと。
- (6) 二次納品場所に納品した際は受領書等を徴し県に提出すること。
- (7) (2)～(4)の作業については、県と日程を調整して行うこと。

9 回収、データ消去作業

- (1) 受注者は、3の賃貸借期間が終了した場合、又はその他本契約が解除され本県が賃貸借物件の撤去を受注者に申し出た場合は、速やかに賃貸借物件の回収を行うこと。
- (2) 受注者は、(1)により回収したパソコンについて、速やかにハードディスク内のデータを消去しその報告書（データ消去報告書）を提出すること。
なお、データ消去方法はあらかじめ本県と協議しておくこと。また、データ消去報告書の様式は任意とするが、全てのパソコンでデータ消去が確実になされていることが分かるよう、製造番号、消去日、データ消去方法、作業者名等が記載されていなければならないこと。
- (3) データ消去を実施するにあたっては、本県職員を立ち合わせ作業完了の確認を行うこと。

10 セキュリティの保全

(1) 秘密の保持

受注者は、本契約の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
また、この契約が終了した後も同様とする。

(2) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受注者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ本県が書面により承諾した内容を除いて、この契約による知り得た内容を第三者に提供してはならない。

なお、この契約が終了した後も同様とする。

(3) データの複写及び複製の禁止

受注者は、本契約の履行にあたり、本県に指示されたもの以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

(4) データの授受及び搬送

- ・ 本契約の履行による成果物、記録媒体等の授受及び搬送は、本県の担当者と受注者の統括責任者との間で行うこととする。
- ・ 受注者の統括責任者は、データの授受及び搬送を行う際、受注者の発行する身分証明書を携帯し、本県及び各教育事務所の職員から求められた時は、これを提示するものとする。

(5) データの保管及び破棄

- ・ 受注者は、成果物、記録媒体等については、必ず保管庫等に格納するとともに、施錠するなど安全な方法により保管しなければならない。
- ・ 受注者は、記録媒体等に記録された本業務に関する情報について、契約終了後速やかに判読不能にし、全てを廃棄しなければならない。ただし、本県から特別の指示があったときは、本県の指示に従うこと。
- ・ 本県は、受注者に対し成果物、記録媒体等の保管状況について、立ち入り調査及び報告を求めることができる。

1 1 その他

詳細については、本県の指示によること。